

あなたの

実は

意見広告

「清き1票」、0.2票!

※参院選で鳥取県民の選挙権を1票とした場合の東京都民の1票の価値(平成21年9月2日現在、総務省資料に基づく)

1 少数の人口が多数の国会議員を選んでいる国・日本は、『真の民主主義国家』とは言えない

女性が0.9票、男性が1票であったとすると、女性も男性も皆、「許せない!」と思うでしょう。性別による差別は不条理だからです。

ところが、選挙権は住所によって差別されています。参議院選挙区選挙で言えば、鳥取の選挙権を1票とすると、東京、北海道、神奈川、大阪、兵庫、福岡は、0.2票、千葉、埼玉、栃木、愛知は、0.3票、島根は、0.8票です。不条理です。

住所の差別による一票の不平等のため、衆院選で、人口の42%が、小選挙区選出議員(全300人)の過半数(151人)を選び、参院選で、人口の33%が、選挙区選出議員(全146人)の過半数(74人)を選んでいます。

これは、負の代議制です。代議制民主主義ではありません。

代議制民主主義は、人口の多数が国会議員

の多数を選ぶ制度です。代議制民主主義は、「一人一票」の下でのみ可能です。

2 「清き1票未満」の喜劇が30年後に行き着く先は悲劇

日本人はほぼ全員、自分の選挙権は「清き1票」だと思って大真面目に投票しています。そして、日本人はほぼ全員、「国会議員が多数決で立法、行政、司法の三権を支配している。だから、日本は、代議制民主主義国家だ」と思っています。

これは、1億2000万人の国を挙げての壮大な喜劇です。

しかし、30年後にこの日本人のほぼ全員参加の喜劇の行き着く先は、悲劇です。少数の人口が立法、行政、司法を支配している国・日本が、競争の激しい世界市場の中で、向う30年間多数の人口が行政を支配している競争相手国(米国、韓国等)に伍してゆくことは困難です。

3 「清き0.2票」の不条理

鳥取県民は1票、東京都民は0.2票。不条理です。中世のガリレオ裁判の天動説の不条理が頭を掠めます。

4 1983年米国連邦最高裁判決(Karcher判決)

米国連邦最高裁判決は、1983年、ニュージャージー州における米国連邦下院議員選挙に関し、1票対0.993票の選挙権の価値の不平等を違憲・無効としました。この判決は、米国で現在有効な判例です。

日本でも、(現行法が採用する)①丁目、②町、③村、④大字を最小行政区画単位として用いたうえで、人口比例に基づく選挙割り、実現可能です。現に、東大法科大学院院生・臼井悠人氏のレポートによれば、300の衆議院小選挙区で、1票の最大不平等を1票対0.99票まで縮減できます。

やってやれないことではないのです。

5 「清き1票」が常識

最高裁判事の多数は、一人一票裁判について、世間の常識に沿った「一人一票」判決を書くと考えられます。

といいますのは、国民は、世間の常識に反する意見の最高裁判事を、国民審査で、有効投票の過半数により罷免する罷免権(国民審査権)を有しているからです。

この国民審査権は、憲法で保障されている国民固有の参政権です。

そして、世間の常識は、国民一人一人が「清き一票」を有していることです。即ち、世間の常識は「一人一票」です。

過去数十年間、最高裁判事の過半数(15名中8名以上)は参院選で、1票:0.2票の住所による不平等ですら、「合憲」との意見でした。国民が一人一票裁判に無関心だったからです。世論が零だったからです。しかし、今は違います。

6 「清き1票」の国民も、「清き1票未満」の二流国民もありません。皆、「清き1票」の日本人です

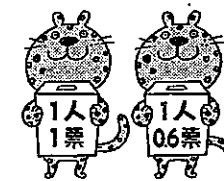
今こそ、「負の代議制の国」を「代議制民主主義の国」に変える時です。今の日本に、時間の余裕はありません。

[発起人(個人50名順)] 荒井寿光(元内閣官房・知的財産戦略推進事務局長)・池田裕彦(弁護士/大江橋法律事務所)・泉徳治(元最高裁判事・弁護士)・伊藤真(伊藤塾塾長・弁護士)・岩倉正和(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授・弁護士)・西村あさひ(法律事務所)・太田洋(弁護士/西村あさひ法律事務所)・大宅映子(評論家・財団法人大宅社・文庫理事)・奥谷謙子(株式会社ザ・アール社長)・角川匠彦(株式会社角川グループホールディングス会長)・川本裕子(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)・北修爾(阪和興業株式会社社長)・久保利英明(弁護士/日比谷パーク法律事務所代表)・項安健司(元大阪高検検事長・弁護士)・三枝成彰(作曲家)・櫻井よしこ(ジャーナリスト)・佐々木かをり(株式会社イー・ウーマン社長)・すぎやまこういち(作曲家)・武藤佳恭(慶應義塾大学環境情報学部教授)・田中克郎(弁護士)・田中良和(グリー株式会社社長)・出口治明(ライフネット生命保険株式会社社長)・戸松秀典(学習院大学法科大学院教授)・中村修二(カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授)・中山信弘(東京大学名誉教授・弁護士/西村あさひ法律事務所顧問)・野村修也(中央大学法科大学院教授・弁護士)・藤・濱田松本(法律事務所)・廣中平祐(数学者・フィールズ賞受賞)・堀田力(元検事・弁護士・財団法人さわやか福祉財団理事長)・堀 紘一(株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長・評論家)・堀 義人(グロービス経営大学院大学学長)・升永英俊(弁護士/TMI総合法律事務所)・三木谷浩史(楽天株式会社会長兼社長)・宮内義彦(オリックス株式会社グループCEO)・村上光瑠(元東京高裁裁判長・元京大法学部教授・弁護士)・村上隆(現代美術家)・屋山太郎(ジャーナリスト)・吉田邦夫(東京大学名誉教授)・鷲尾悦也(財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会理事長・元連合会長)・渡辺幸博(GCAサヴィアングループ株式会社代表取締役CEO)



あなたの選挙権が何票の価値か検索できます。▶

お問い合わせ ippyo@ippy.org Fax.03-3780-3221
[合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議